

令和 8 年 9 月 5 日

貝塚市議会議員 川岸 貞利 様

第 24 回 弁護士業務改革シンポジウム参加報告書

公明党議員団

前園 隆博

第 24 回弁護士業務改革シンポジウム 第 6 分科会

テーマ

「地方公共団体における第三者調査委員会の活用について」

開催日

令和 8 年（2026 年）9 月 5 日（土）

場所； 西南学院大学 2 号館

主催

日本弁護士連合会（自治体等連携センター）



2. 研修の目的

地方公共団体において、ハラスメントや不祥事、職員の自死など、行政内部のみでの調査では十分な客観性や市民からの信頼を確保することが難しい事案が発生した場合、第三者調査委員会の活用が重要となる。

今回の研修では、自治体における第三者調査委員会の設置・実施状況をはじめ、委員会の設置根拠、独立性・中立性・専門性の確保、調査の進め方、モデル条例案などについて学び、地方公共団体における第三者調査委員会の適切な活用について理解を深めることを目的として参加した。

3. 研修内容

（1）自治体における第三者調査委員会の実態

第 1 部では、地方公共団体における第三者調査委員会の設置・実施実態について報告が行われた。

また、第三者調査委員会の設置や運用を円滑にするための「モデル条例案」について解説があり、第三者委員会を必要とときに適切に設置できるよう、平時から制度的な準備を行っておくことの重要性について学んだ。

さらに、南山大学大学院・榊原秀訓教授から、附属機関条例主義の射程や、第三者調査を業務委託形式で実施する場合の論点など、第三者調査委員会を活用する際に検討すべき法的課題について説明があった。

また、実際のハラスメント事案等において第三者委員会の委員長を務めた赤嶺真也弁護士から、具体的な経験に基づく事例報告が行われた。

(2) 第三者調査委員会の設置根拠

第2部のパネルディスカッションでは、地方公共団体における第三者調査委員会の設置根拠が大きな論点の一つとして取り上げられた。

具体的には、地方自治法第138条の4第3項等に基づく「附属機関」として設置する方法と、業務委託形式によって調査を行う方法について比較検討が行われ、それぞれの法的な位置づけや課題について議論された。

自治体が重大な問題に直面してから第三者委員会の設置方法を一から検討するのではなく、あらかじめ設置根拠や手続等について整理しておく必要性を感じた。

(3) 独立性・中立性・専門性の確保

第三者調査委員会が社会的な信頼を得るためには、何よりも調査の中立性、独立性及び専門性を確保することが重要である。

委員の選任に当たっては、調査対象者等との利害関係を排除し、公平な立場から調査できる人材を選定する必要がある。

また、調査に必要な証拠や資料を十分に収集できる環境を確保するとともに、客観的な事実認定を行うことが求められる。

モデル条例における情報遮断や調査結果の尊重義務についても議論され、第三者委員会を形式的に設置するだけでなく、その調査が実質的に独立して行われ、調査結果が自治体の対応や再発防止に反映される制度とすることが重要であると認識した。

(4) 委員会設置前の準備

第三者調査委員会の活用にあたっては、外部監査や公益通報制度など、既存制度との関係についても整理しておく必要がある。

また、自治体と弁護士会等との事前協議を行い、調査範囲、委員の選任、報酬、必要な予算などについて、あらかじめ検討しておくことも重要な課題として示された。

日弁連の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」では、自治体特有のステークホルダーや公共性を考慮した調査目的、委員の利害関係や公平性の確保、調査範囲等についての考え方が示されている。

さらに、実態調査結果、Q&A、モデル条例案には、各自治体へのアンケート結果や第三者委員会設置時によく生じる疑問点、職員自死等の事案にも対応した条例策定モデルが示されており、今後、自治体が制度を検討する上で参考となる内容であった。

4. 研修を通じて感じたこと

今回の研修を通じて、第三者調査委員会は単に問題発生後の事実関係を調査するための組織ではなく、行政の透明性を確保し、市民からの信頼を維持・回復するためにも重要な役割を担うものであると改めて認識した。

特に、ハラスメントや重大な不祥事、職員の自死など、組織内部だけで調査することによって

「身内による調査」と受け止められる可能性のある事案については、外部の専門家による客観的かつ公正な調査を実施することが重要である。

一方で、第三者調査委員会を設置すれば、それだけで調査の公正性が確保されるわけではない。誰を委員として選任するのか、委員会の独立性をどのように担保するのか、どこまでの調査権限を認めるのか、必要な資料や情報をどのように確保するのか、そして調査結果を自治体がどのように受け止め、再発防止につなげるのかまで、一連の仕組みとして考える必要がある。

また、問題が発生してから制度を整えるのではなく、平時から第三者調査委員会の設置根拠や手続、委員の選任方法、予算措置等について整理しておくことが、迅速かつ公正な対応につながると感じた。

5. 今後の市政への活用

今回の研修内容を踏まえ、本市においても重大な事案が発生した際、第三者調査委員会を迅速かつ適切に設置・運用できる体制となっているのか、改めて確認する必要があると考える。

特に、

- ・第三者調査委員会の設置根拠となる条例等の整備状況
- ・委員の選任方法と独立性・中立性の確保
- ・委員会に付与される調査権限
- ・資料提出や関係者への聞き取りなど調査への協力体制
- ・調査に必要となる予算及び委員報酬
- ・調査報告書の公表及び取扱い
- ・調査結果を再発防止策や組織改善につなげる仕組み

などについて、本市の現状を確認・検証していきたい。

第三者調査委員会の目的は、誰かの責任を追及することだけではなく、客観的な事実を明らかにし、その原因を検証するとともに、同様の問題を繰り返さないための改善策につなげることにあると考える。

今回の研修で得た知識や問題意識を今後の議会活動に生かし、市民に対する説明責任を果たすとともに、より透明性、公正性及び信頼性の高い行政運営につながるよう取り組んでいきたい。